

熊本県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

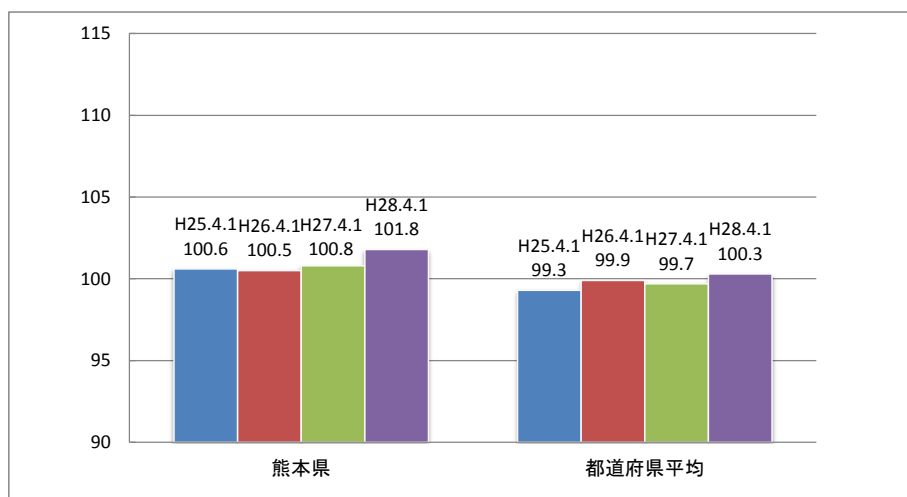
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	1,810,343	737,124,406	13,090,178	211,245,591	28.7	28.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	21,861	101,583,275	17,243,680	38,537,205	157,364,160	7,198	7,153

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込

- ・平成18年度の給与構造改革における経過措置(現給保障)及び国と本県の級別職員構成の相違による影響、平成26年給与改定における独自の水準調整等により、ラスパイレス指数が100超となっている。
- ・「給与制度の総合的見直し」を国より1年遅れて平成28年4月から実施したことにより、前年を1.0ポイント上回った。
- ・なお、給与構造改革の経過措置については平成28年度末をもって廃止した。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 -	円 371,898	円 -	% 0.00	% 0.00	

(参考) 国の改定率
% 0.17

(注)平成28年熊本地震のため、民間給与実態調査は未実施。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 -	月 4.20	月 -	月 0	月 4.20	

(参考) 国の年間支給月数
月 4.30

(注)平成28年熊本地震のため、民間給与実態調査は未実施。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

[実施時期] 本県人事委員会の平成27年勧告に基づき、平成28年度より実施。
 [内 容] 国の俸給表等に準じた給料表に切り替える（給料表の水準を平均2%引き下げ）
 [経過措置] 現給保障あり

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

級区分、対象地域の見直しは国に準じて実施。

③ その他の見直し内容

単身赴任手当の見直し（国家公務員の取扱いに準拠）

(6) 特記事項